

兵庫県公報

平成30年12月5日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局公告	ページ
○ 県立はりま姫路総合医療センター（仮称）立体駐車場等整備運営事業者選定に関するプロ ポーザルの実施	1

病 院 局 公 告

県立はりま姫路総合医療センター（仮称）立体駐車場等整備運営事業者選定に関するプロポーザルの実施

現在、整備を進めている県立はりま姫路総合医療センター（仮称）における立体駐車場等の整備及び運営を行う事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

平成30年12月5日

兵庫県病院事業

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 趣旨

本事業は、兵庫県病院局が実施している県立はりま姫路総合医療センター（仮称）の整備において、民間事業者の資金と経営能力等によって立体駐車場等を建築し、維持管理及び運営を委ねることにより、患者等へのサービス向上、効率的な駐車場運営を行うため、本事業に参画する事業者を公募するものである。

2 事務局

兵庫県病院局企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 (代表) 内線3474、3475

F A X (078) 351-2883

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

3 事業場所

(1) 施設名 県立はりま姫路総合医療センター（仮称）

(2) 所在地 姫路市神屋町

4 応募資格及び条件

応募事業者は、次の要件を満たすこととする。

- (1) 申込者は、1者又は複数の事業者で構成するグループとするが、複数の事業者のグループにより提案する場合には、代表事業者を定めること。なお、グループ内の企業が変更となる場合は、本県の承認を得ること。
- (2) 申込者の構成員は、他の申込者の構成員になることはできない。
- (3) 工事は、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建設工事に登録されている者が実施することとし、下請業者は県内業者への発注に努めること。
- (4) 構成員の中に国、地方公共団体、独立行政法人等の立体駐車場の整備若しくは運営の実績がある者、又はPFI事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業）の実績がある者を含むこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続の申立てがなされたものでないこと。
- (7) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税及びこれらに付随する延滞金等について滞納していないこと。
- (8) 参加資格確認申請書等の提出期限から優先交渉権者の決定までの期間に、兵庫県における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けていないこと。

- (9) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員に該当しない者であること。暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

5 提案を求める内容

- (1) 事業概要
- (2) 施設の概要
- (3) 事業スケジュール
- (4) リスク管理
- (5) 敷地内交通の安全性確保
- (6) 適切な料金設定
- (7) 円滑な入出庫等への配慮
- (8) 付帯施設
- (9) 施設整備の説明
- (10) 施設維持管理の説明
- (11) 運営に関する説明
- (12) 資金調達
- (13) 事業収支計画
- (14) 事業の安定性及び継続性

6 応募方法等

(1) 公募要項の配布

ア 配布

(イ) 配布期間

平成30年12月 5 日（水）から同月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(ロ) 配布場所

上記2に同じ。

イ インターネットからのダウンロード

平成30年12月 5 日（水）から同月14日（金）まで

URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/himeji_tyuusyajou.html

(2) 要求水準書及び様式集の配布

ア 配布期間

上記6(1)ア(イ)に同じ。

イ 配布場所

上記2に同じ。希望者には別途郵送。

(3) 公募要項、要求水準書及び様式集に関する質問受付及び回答

ア 質問方法

所定の様式により、事務局へ電子メールにより提出する。

イ 受付期間

平成30年12月 5 日（水）から同月14日（金）まで

ウ 回答方法

質問者を特定できないようにした上で、要求水準書を配布した全ての者に電子メールにより、平成30年12月21日（金）に回答する。ただし、事業者の提案内容等に抵触する場合は、非公開とすることもあ

る。

(4) 参加資格確認申請

ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年12月 5 日（水）から同月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、最終日は、午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）。

郵送の場合は、平成30年12月28日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記2に同じ。

(5) 資格審査確認通知書の送付

ア 平成31年1月11日（金）以降、資格審査確認通知書を電子メールにより通知する。

イ 資格審査確認通知書により、「承認」と評価された事業者には、登録受付番号を併せて通知するので、提案書類提出の際に本登録受付番号を記載すること。

ウ なお、資格審査確認通知書により、「承認しない」と評価された事業者は、ヒアリング審査の対象とならない。

(6) 提案書類の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出期間

資格要件を確認できた事業者のみ別途通知する。

ウ 提出場所

上記2に同じ。

エ 提出書類

公募要項に定める書類

7 事業予定者の選定

(1) 選定方法

県に設置する「県立はりま姫路総合医療センター（仮称）立体駐車場等整備運営事業事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 事業予定者の決定

委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。

(3) 当選者の通知

応募者全員に優先交渉権者及び次点者（以下「優先交渉権者等」という。）の名称（グループによる申請の場合は代表事業者名）を電子メールで通知するとともに、応募件数、応募者の名称及び優先交渉権者等の名称（グループによる申請の場合は代表事業者名）とその提案内容の概要を県ホームページで公表する。

8 その他

(1) 本公告及び公募要項の承諾

本県は、提案書類の提出をもって、応募事業者が公募要項等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募事業者の負担とする。

(3) 提案書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 詳細は、公募要項による。